

大阪府内訪問看護事業所 代表者・管理者 各位

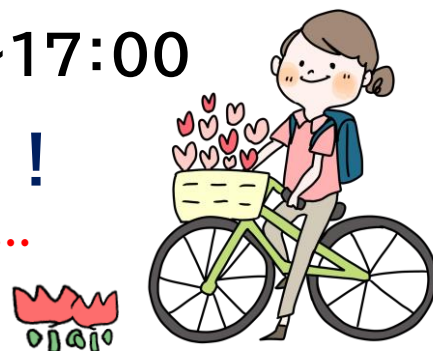
# 令和6年度 大阪府訪問看護推進事業 説明会

令和6年6月5日(水)

①12:15~13:00 / ②16:15~17:00

ぜひ説明会にご参加ください！！

システム導入をしたけど規模拡大は難しい…  
今年新任看護師を雇用したけど  
申請が難しいと思いませんか



申込方法：当協会ホームページ <https://daihoukan.or.jp/>  
または、右記の二次元コードを読み取りお申込みください。



## 【近年の要件緩和事項】

間接補助の種類	緩和の内容
新任訪問看護職員育成事業	訪問看護ステーション勤務経験が、4月1日時点で1年以内の採用者に要件拡大（補助期間は4月1日から翌年1月31日まで）
相互連携事業	条件付きで3回目の利用が可能
訪問看護ステーション規模拡大推進事業	訪問看護連携システム導入支援、事務職員等雇用支援について、単年度ごとの申請が可能です。 例) 過去に「訪問看護連携システム導入支援」を申請し、令和6年度に「事務職員等雇用支援」を申請が可能
事務職員等の雇用支援	令和6年1月以降の事務職員雇用も対象とする (但し、最大補助期間は勤務開始から10ヶ月かつ4月以降の賃金となります)
システム導入支援事業	令和6年2月から3月にシステム導入した場合も対象とする。 (但し、最大補助期間はシステム導入から10ヶ月かつ4月以降の経費となります)
特定行為研修等代替職員確保事業	2021年度から代替職員の条件が大幅に緩和されました。

お問合せ

大阪市中央区谷町6丁目4-8新空堀ビル205  
大阪府訪問看護ステーション協会  
TEL 06-6767-3800 / FAX 06-6767-380  
([daihoukan.or.jp](https://daihoukan.or.jp))